

※ この新旧対照表は、用紙サイズに合わせるため、図表の大きさや配置を変更しています。

条件付一般競争入札取扱基準（建設工事）の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>条件付一般競争入札取扱基準（建設工事）</p> <p>1 <u>県ホームページの掲載</u></p> <p>2 <u>対象工事（事前審査型・事後審査型）</u></p> <p>3 <u>対象地区等の資格要件設定</u></p> <p>4 <u>特殊工事に係る対象地区等の資格要件設定</u></p> <p>5 <u>施工実績の資格要件設定</u></p> <p>6 <u>その他の資格要件設定</u></p> <p>7 <u>その他</u></p> <p><u>（参 考）経営事項審査結果の取扱い</u></p> <p>平成19年4月1日施行 平成19年7月13日一部改正 平成20年2月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成21年4月1日一部改正 平成22年4月1日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成25年4月1日一部改正 平成26年2月7日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成26年9月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年9月15日一部改正 平成28年4月1日一部改正 平成29年8月23日一部改正 平成30年7月30日一部改正</p>	<p>条件付一般競争入札取扱基準（建設工事）</p> <p>1 <u>県ホームページの掲載</u></p> <p>2 <u>対象工事（事前審査型・事後審査型）</u></p> <p>3 <u>対象地区等の資格要件設定</u></p> <p>4 <u>特殊工事に係る対象地区等の資格要件設定</u></p> <p>5 <u>施工実績の資格要件設定</u></p> <p>6 <u>その他の資格要件設定</u></p> <p>7 <u>その他</u></p> <p><u>（参 考）経営事項審査結果の取扱い</u></p> <p>平成19年4月1日施行 平成19年7月13日一部改正 平成20年2月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成21年4月1日一部改正 平成22年4月1日一部改正 平成23年4月1日一部改正 平成25年4月1日一部改正 平成26年2月7日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成26年9月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年9月15日一部改正 平成28年4月1日一部改正 平成29年8月23日一部改正 平成30年7月30日一部改正 <u>令和3年6月15日一部改正</u></p>

改正前	改正後
<p>1～4 略</p> <p>5 施工実績の資格要件（事前審査型（特定JV工事を含む）及び特殊工事（特別な技術が必要な工事）が対象）</p> <p><共通></p> <p>(1) 同種工事の施工実績とし、元請の施工実績とする。</p> <p>(2) 施工場所の範囲は全国を対象とし、期間は過去10年とする。</p> <p>(3) 施工実績の工事内容を限定する場合は、「主たる工事として発注された建設工事に限る」ことを記載する。</p> <p>(4) 共同企業体の施工実績は、「共同企業体の構成員で出資比率20%以上の施工実績」とする。</p> <p>(5) 対象外の工事であっても工事の難易度、専門性等により要件設定できることとする。</p> <p><工種別></p> <p>(1) PC橋及び鋼橋の支間長等の同規模の施工実績を要件とする場合は、発注する工作物の概ね7割程度とする。 なお、鋼橋の設計価格1億円以上の工事は、支間長30メートルを下限値とする。</p> <p>(2) 港湾土木及び港湾浚渫は、海上施工の実績を有する業者とする。</p> <p>(3) 法面工、地すべり、アンカー工は、公共工事に限定する。</p> <p>(4) PC橋上部工工事は、下部工工事で一体となった建設工事を除くこととする。 また、共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限ることとする。</p> <p>(5) 建築一式Aの施工実績（事前審査型）は、原則として発注する建築物と同じ構造の建築物の施工実績とする。</p> <p>(6) 建築物に係る電気A及び管Aの施工実績（事前審査型）は、原則として発注に係る建築物と同じ構造の建築物に係る施工実績とする。</p> <p>(7) ガードレール等、電気（信号機、道路照明）、区画線、畳、建具は、<共通>(2)に加え、自社施工の実績を有する業者とする。</p> <p>6・7 略</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 施工実績の資格要件（事前審査型（特定JV工事を含む）及び特殊工事（特別な技術が必要な工事）が対象）</p> <p><共通></p> <p>(1) 同種工事の施工実績とし、元請の施工実績とする。</p> <p>(2) 施工場所の範囲は全国を対象とし、期間は過去15年とする。</p> <p>(3) 施工実績の工事内容を限定する場合は、「主たる工事として発注された建設工事に限る」ことを記載する。</p> <p>(4) 共同企業体の施工実績は、「共同企業体の構成員で出資比率20%以上の施工実績」とする。</p> <p>(5) 対象外の工事であっても工事の難易度、専門性等により要件設定できることとする。</p> <p><工種別></p> <p>(1) PC橋及び鋼橋の支間長等の同規模の施工実績を要件とする場合は、発注する工作物の概ね7割程度とする。 なお、鋼橋の設計価格1億円以上の工事は、支間長30メートルを下限値とする。</p> <p>(2) 港湾土木及び港湾浚渫は、海上施工の実績を有する業者とする。</p> <p>(3) 法面工、地すべり、アンカー工は、公共工事に限定する。</p> <p>(4) PC橋上部工工事は、下部工工事で一体となった建設工事を除くこととする。 また、共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限ることとする。</p> <p>(5) 建築一式Aの施工実績（事前審査型）は、原則として発注する建築物と同じ構造の建築物の施工実績とする。</p> <p>(6) 建築物に係る電気A及び管Aの施工実績（事前審査型）は、原則として発注に係る建築物と同じ構造の建築物に係る施工実績とする。</p> <p>(7) ガードレール等、電気（信号機、道路照明）、区画線、畳、建具は、<共通>(2)に加え、自社施工の実績を有する業者とする。</p> <p>6・7 略</p>